

**【新病院】厨房機器一式調達  
共通仕様書**

**地方独立行政法人新小山市民病院  
事務部経理課**

## 1. 目的

この仕様書は、地方独立行政法人新小山市市民病院が平成27年度に発注する新小山市市民病院建設事業に伴う厨房機器の納入・据付等に関する仕様について定める。

## 2. 対象範囲

対象範囲は「厨房機器仕様書」に記載される。

- (1) 新設品厨房機器の納入、据付、試運転調整に係る経費一式
- (2) 型式1、型式2、型式3のうち、唯一を選択すること。
- (3) 型式1、2、3の混合は認めないが、「該当機種無し」に係る機種については、例外としてこれを認める。
- (4) 入札金額には、必ず2次側工事費用を盛り込んでおくこと。なお、盛り込んでいない場合は、失格とする。
- (5) 2次側接続工事の内容については、必ず後記12.の照会先へ問い合わせること。
- (6) 「移設品」は対象外とする。

## 3. 一般事項

- (1) 「厨房機器一式調達」でいう厨房機器とは、ドライシステム厨房への対応がなされている機器あり、また、厚生労働省の衛生基準および労働安全衛生に十分配慮された機器とすること。
- (2) 特に労働安全、作業性の向上の観点から作業できることとし、また床等に水が飛散せず作業できる構造の機器とする。
- (3) その他関係法令に適合した機器とすること。

## 4. 機器納入および据付に関する機器仕様等

- (1) 新設品厨房機器の納入にあたっては「厨房機器仕様書」の品名・数量に基づき、メーカー名・型式・「別途添付資料」・「別途配置図面」を参考の上、納入・据付・検査・試運転調整を行うこと。
- (2) 「厨房機器仕様書」記載の新設品において、契約締結後、受注業者の都合により、機器寸法変更や仕様変更等が生じる場合は、「厨房機器仕様書」に記載される能力、性能を遵守したうえで建物やスペースに影響しない範囲に限り、寸法増減は協議とし、当院の指示に従うこと。またそれに伴う建築工事、設備工事の追加工事は受注業者の負担において増額を負担すること。
- (3) 配管配線等の設備接続の必要な機器および建築施工に関する機器は、別途建築工事施工業者と調整のうえ、厨房機器の納入・据付等を行うこと。
- (4) 一次側配管配線の立ち上げ位置について、別途工事施工業者と協議し、厨房機器設置の際に不具合が生じないように立ち上げ位置の確認を行うこと。
- (5) 本共通仕様書および厨房機器仕様書に記載していない事項（法令に定めるもの

を除く) または疑義が生じた事項については別途協議とし、当院に承認を申し出たうえで指示に従うこと。

- (6) 本共通仕様書および厨房機器仕様書に記載されていない事項でも構造上ならびに機能上当然必要なことは、受注業者の責任において監督職員の指示に従い施工すること。

## 5. 納入期限

平成27年12月18日(金)までとする。

## 6. 納入場所

栃木県小山市大字神鳥谷2251番地1

地方独立行政法人新小山市民病院(新病院)

## 7. 搬入据付

- (1) 搬入の際は、床・壁等建物を傷めないように受注業者にて養生を行うこと。
- (2) 据付完了後、燃焼機器および高さが1000[mm]以上の機器については耐震固定または転倒防止金具を取り付けること。(国土交通省の機械設備工事共通仕様書のとおり)
- (3) 搬入については別途建築工事施工業者と事前に協議し、受注業者の都合により、開口寸法を変更する必要がある場合は受注業者の負担において増額を負担すること。
- (4) 運搬搬入後の残材等は、受注業者の負担において処分すること。

## 8. 試運転調整および取扱説明

- (1) 二次側設備配管配線終了後、直ちに試運転調整を行うこと。
- (2) 試運転調整の日時や方法等については監督職員と協議の上決定すること。なお詳細については監督職員の指示に従うこと。
- (3) 厨房機器の試運転調整に要する電気・ガス・ボイラー燃料・水道等は、別途建築工事施工業者と協議し受注業者にて負担すること。
- (4) 試運転実施の際、故障・異常・製品のキズ等不具合を発見した場合は、受注業者にてすみやかに対応すること。
- (5) 取扱説明は指定日に行うこと。

## 9. 保証

- (1) 保証期間については使用開始後、2年間とする。
- (2) 万一、材料・製造および据付上の不備、製品の不良、工作上的粗雑等の原因で所定の性能を発揮しない場合は、納入年数の経過に関わらず、受注業者の負担において点検整備、改造、その修理または部品の交換を行うこと。

## 10. 提出書類

日本語表示により作成した下記書類を3部提出すること。

- |              |           |
|--------------|-----------|
| (1) 着手届      | 契約後すみやかに  |
| (2) 工程表      | 契約後すみやかに  |
| (3) 製作承認図面   | 契約後60日以内  |
| (4) 工場検査証    | 完成図書として製本 |
| (5) 出荷証明書    | 完成図書として製本 |
| (6) 搬入作業写真   | 完成図書として製本 |
| (7) 試運転調整報告書 | 完成図書として製本 |
| (8) 完成写真     | 完成図書として製本 |
| (9) 完成図面     | 完成図書として製本 |
| (10) 取扱説明書   | 完成図書として製本 |
| (11) 完成届     |           |

## 11. その他

- (1) 受注業者は取扱説明日以外に給食開始後、一定の期間立会いをすること。なお立会いの期間および期日は別途協議とする。
- (2) ドライシステムにおける運営方法を調理員に十分に指導すること。

## 12. 照会先

〒323-0028

栃木県小山市若木町一丁目1番5号

地方独立行政法人新小山市市民病院

事務部経理課 用度係 本田

TEL 0285-21-3808

FAX 0285-21-3801

E-Mail [ma.honda@hospital.oyama.tochigi.jp](mailto:ma.honda@hospital.oyama.tochigi.jp)